

# 組合 NEWS

Faculty and Staff Union of Kanazawa University  
金沢大学教職員組合執行委員会  
金沢市角間町  
Tel.076-262-6009(FAX同じ) / 角間内線2105  
E-mail kanazawa@ku-union.org  
ホームページ http://www.ku-union.org/

2020年10月19日

通巻1278号

## この号の内容

- 学術会議被推薦者の任命拒否問題
- 教員の降任制度の経過措置廃止

## 緊急 声明

# 日本学術会議会員被推薦者 任命拒否の理由説明を求めます！

日本学術会議は、時々の政権に対し、科学者集団が、政府から独立した立場で専門的見知から提言を行うことに意義がある存在です。現代知識論からすれば、どの人の世界認識・知識にも限界があり、無謬性を誇る者はいません。そのことは、総理大臣を含む全ての政治家や官僚にも、科学者にも言えることです。日本学術会議の意義は、そうした限界ある人間が営む社会や政治を、多様な視点からの知恵を集め、専門性に依拠した批判を効かせ、大きな誤りを防いで運営する仕組みの一つである点です。

ところが、今回、学術会議が推薦した105名の候補者のうち6名について、政府は任命を拒否しました。これらの候補者は、政治学、歴史学、法学の専門家で、全員、日本学術会議第1部会の所属予定です。社会科学者は、自然科学者や工学者とは異なる見識を持ち、社会や政治、政策への鋭い批判によって大きな貢献を果たすことができます。これら社会科学者に対する任命拒否は、日本学術会議が示すべき自由闊達な批判的精神を損ないかねません。

政府は、任命拒否の説明において「総合的・俯瞰的」観点を強調しました。しかし、まさにそのような機能を学術会議が発揮するために、政治学や法学を含む様々な分野の専門家が、政治的介入を受けずに自律的關係を形成できなければなりません。一部分野の専門家の任命を拒否する場合、「総合的・俯瞰的」はまったく理由になりません。

また、政府は、人事評価に関することであるので詳しい説明はできないとも述べました。学術会議は、法の趣旨にしたがって各分野において優れた業績をもつ者を推薦しています。にもかかわらず政府が任命を拒否したとなると、それらの候補者に、業績とは無関係に重大な不適格性があつたとしか考えられません。

しかし、私たちには、当該候補者にそのような問題があるとはまったく信じられません。重大な不適格性がないにもかかわらず任命を拒否したのであれば、名誉毀損にも相当する行為です。また、この状態を放置することは、拒否された候補者の社会的評判を汚すことにもなります。

政府は、不適格と判断した際の基準を明確に示し、任命拒否に関わる説明責任を果たすとともに、これらの候補者の名誉回復を図るべきです。



# 《教員の降任制度の経過措置廃止》 の就業規則変更で、申入れ

2020年10月12日

国立大学法人金沢大学  
学長 山崎 光悦 様

金沢大学教職員組合  
執行委員長 市原 あかね

教員の降任制度の経過措置廃止に関する就業規則変更に関する申入れ

2021年1月1日付けの変更として提案があった、教員の降任制度の経過措置を廃止することについて、以下のとおり申し入れます。

## 1. 経過措置を廃止する理由を説明すること。

経過措置を廃止する理由について、就業規則改正の説明会（角間地区）での人事課長の発言は、「一定期間経過して教員評価制度が定着したため」というものであり、これまでの評価方法や結果についてどのような議論がされ経過措置廃止の結論に至ったのか、降任制度を運用できると考えるどのような条件が整ったのか等を含め、「定着」の内容について具体的な説明は一切ありませんでした。規程制定時に経過措置が設けられたのにはそれなりの理由があり、今回、経過措置を廃止する結論に至ったのは、その理由（何らかの条件）をクリアしたと判断されたからだと推察します。経過措置廃止の結論に至った具体的な理由について説明することを求めます。それらが全く説明されないなかでの経過措置廃止は、教員の評価制度への不安と不信を招きます。

とりわけ、降任の対象となる評価であるE評価（1号年俸制についてはC評価）の件数、不服申し立て制度の利用件数の推移は重要な要素であり開示を求めます。

## 2. 提案を一旦撤回すること。

経過措置の廃止について合理的で具体的な説明がないことに加え、説明会の資料に記載されていたのは、月給制適用教員に係る規程（教員評価結果の昇給等への反映に関する規程）の変更のみであって、1号年俸制適用教員に係る規程（年俸制適用教員の給与等に関する規程）、2号年俸制適用教員に係る規程（教員評価結果の基本給等の改定への反映に関する規程）については言及がありませんでした。（経過措置廃止の是非とは別に）制度の整合性がとれておらず、提案できる状況ではありませんでした。

提案を一旦撤回し、改めて提案するのであれば合理的かつ具体的な説明を伴った提案を求めます。